

二 南予用水事業

昭和四九年（一九七四）十二月、南予農業用水事業の推進を図るため、宇和島市土地改良区が設立され、本格的に事業への取り組み

が始まった。

南予農業用水事業は、南予地区二市七町、七、二〇〇ha（宇和島市七五〇ha）の樹園地に農業用水を供給する計画のもとに事業が実施された。

野村ダムを水源として、吉田導水路六・四kmを経て、吉田分水工より南幹線水路として三浦三六号ファームポンドに至る、国営幹線水路として二七・一kmが実施され、各ファームポンドより、県営かんがい排水事業として、一号幹線水路、二号幹線水路二一・二kmの管路工及び三〇カ所の配水槽が設置された。

各配水槽より末端施設として、県営緊急畑地帯総合整備事業で、ホース灌水及びスプリンクラー多目的自動化施設並びに、自動化施設の制御室一八カ所が整備され、干ばつ時や病害虫防除等の農業用水の確保がなされ、平成一三年度（二〇〇一）で全ての事業が完了した。

今後は、これらの施設の適正な施設維持管理と、施設を有効活用した農業の近代化、省力化により農業経営合理化と安定化を図る必要がある。

事業の概要は次頁表1のとおりである。

三 団体営事業

赤松、九島地区のかんきつ樹園地の干ばつに対する補給水、及び病虫害防除のための用水を確保するため、野村ダムを水源として南予農業用水事業の国営事業、県営かんがい配水事業で設置した排水槽を経て、末端施設は、県営畑地帯総合整備事業で実施する計画であったが、受益面積の減少等により、採択要件に達せず、市が事業

主体で実施する団体営事業の基盤整備促進事業により、ホース灌水施設を平成一三年度、一五年度の三カ年計画で実施されている。事業の概要は七五七頁表2のとおりである。

四 岩松かんがい排水事業

津島町、宇和海地区のかんきつ樹園地の水不足を解消するため、岩松地区県営かんがい排水事業が実施された。

山財ダムを水源として導水路八・六km、岩松地区、鶴の浜ポンプ場を経て、遊子に至る1号幹線水路二七・九kmの用水路管の設置及び配水槽八箇所、末端事業として、スプリンクラー多目的自動化施設及び自動化施設の制御室三箇所、計画受益面積は三〇〇haであったが、実受益面積は、六五haとなった。

事業の概要は七五七頁表3のとおりである。